

令和2年3月教育委員会会議（定例会）会議録

1 日 時 令和2年3月13日（金）午後1時30分～午後4時15分

2 場 所 市役所6階 602会議室

3 出席者〔教育長〕内藤隆行

〔委 員〕大岩幹夫(教育長職務代理者)、中川奈緒美、寺本彰、
清水国明

〔事務局〕師岡林教育総務部長、出居正之学校教育部長、千葉裕之教育
総務部次長、戸村達男学校教育部次長兼学校教育課長、肥沼
位昌文化財保護担当参事兼文化財保護課長、池田隆人保健給
食担当参事兼保健給食課長、長谷川陽子教育センター担当参
事兼教育センター所長、安田幸雄教育総務課長、清水康雄教
育総務課主幹兼教育企画室長、森田幸夫教育施設課長、稲田
里織社会教育課長、廣谷貴紀スポーツ振興課長、酒井忠夫生
涯学習推進センター所長、古田晃一所沢図書館長、吉川学校
教育課教育指導担当主幹兼健やか輝き支援室長

〔書 記〕武政直行教育総務課主査、名雪晋祐教育総務課主任

4 前回会議録の承認

5 会議の傍聴者 2名

6 開 会 本日の議案は、第38号から第44号及び追加議案第45
号から第50号の13件。

なお、教育センターの報告事項は、政策決定過程の審議の
ため、また、学校教育課の報告事項及び議案第48号から第
50号については、人事に関する審議のため、「地方教育行
政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項に基づき、
非公開としたい旨の発議があり、出席委員全員が賛成し、非
公開で審議されることに決定した。

進行上、非公開案件については、会議の最後に審議。

7 議題

議案第38号 所沢市教育委員会事務局組織及び各課事務分掌規則の一部を改正する規則制定について

資料に則り、安田教育総務課長から以下のとおり説明がなされた。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の任用制度が定められ、本市では、昨年9月に所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定により、令和2年4月から、これまでの非常勤の特別職員の一部と臨時的任用職員が、会計年度任用職員制度に移行する。

本議案は、教育委員会で任用している臨時的任用職員も、会計年度任用職員に移行するため、当該制度の導入に伴い改正が必要となる規則について、所要の改正をお願いするものである。改正内容は、第4条の学校教育課の所掌事務のうち、「臨時的任用教職員の採用に関すること。」とある規定を、「会計年度任用職員の教員の任用に関すること。」に改めるものである。

質疑は特になし。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第39号 所沢市教育委員会臨時的任用職員の任用及び勤務時間等に関する規則及び所沢市社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則制定について

資料に則り、安田教育総務課長から以下のとおり説明がなされた。

令和2年4月から、会計年度任用職員制度の導入に伴い、教育委員会における非常勤の特別職員の一部と臨時的任用職員が、会計年度任用職員に移行する。本議案は、市長部局における規則の廃止に合わせ、関連する教育委員会規則について、廃止をお願いするものである。

所沢市教育委員会臨時的任用職員の任用及び勤務時間等に関する規則は、市の所沢市臨時的任用職員の任用及び勤務時間等に関する規則を準用することを定めていたが、市規則の廃止に伴い、廃止するものである。

所沢市社会教育指導員設置に関する規則（社会教育課所管）は、非常勤の特別職員として任用を定めていたが、令和2年4月から、会計年度任用職員として任用するため、廃止するものである。

以下、質疑。

(中川委員)

今後、社会教育指導員も会計年度任用職員に移行されるということですね。

(稲田社会教育課長)

社会教育指導員も非常勤特別職から会計年度任用職員に移行します。これに伴い、これまで規則で定めていた内容を要綱で定める予定です。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第40号 所沢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

資料に則り、安田教育総務課長から以下のとおり説明がなされた。

本議案は、議案第38号と同様に、教育委員会で任用している臨時的任用職員も、会計年度任用職員に移行するため、当該制度の導入に伴い、改正が必要となる訓令について、所要の改正をお願いするものである。

改正内容は、別表1のうち「臨時的任用職員の任用」とある規定を、「会計年度任用職員の任用」に改めるものである。

質疑は特になし。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第41号 令和2年度所沢市教育行政推進施策について

資料に則り、清水教育総務課主幹兼教育企画室長から以下のとおり説明がなされた。

2月の教育委員会会議においてご協議いただいた後、修正した箇所について説明を行う。「教育ネットワーク整備事業(校内LAN整備)」については、2月の時点では、中学校のみの校内LAN整備を想定した記載をしていたが、国庫補助を活用し、小・中学校全校への整備について手続きを進めることとしたため、事業名、事業費及び事業概要を変更したものである。

本日議決後、市議会・政策会議に報告するとともに、市のホームページで公開し、記者クラブへ情報提供する予定である。

以下、質疑。

(中川委員)

今回の新型コロナウイルスのような災害への対応について、どこかに加えることはできますか。学校だけでは対応が難しく、地域の力を借りざるをえない状況も発生してくると思いますので、もう少し広い意味での危機管理について触れてはいかがでしょうか。

(戸村学校教育部次長)

今回の臨時休校により、地域の方々に子ども達を見守っていただく必要が出てきていますので、もう少し広い意味での危機管理ということで、検討させていただきます。

(中川委員)

今回の災害により、教育を取り巻く環境はもっと早いペースで変化していくことを痛切に感じていますので、変えていくことを厭わず、常に新しいものから目を背けずに対応していただきたいと思います。

(大岩教育長職務代理者)

7ページにある「家庭学習の定着」についてですが、これには保護者の理解が重要になってくると思います。実際にどのような方法で家庭学習に取り組んでもらうのか、という点について考えをお聞かせください。

(戸村学校教育部次長)

ご指摘のとおり、家庭の理解、家庭との連携が重要になってくると思います。家庭学習の手引きやリーフレットを配布し、保護者に周知して、ご理解をいただいています。高学年になるにしたがって、自主的な学習になるように示しています。

(大岩教育長職務代理者)

個人面談や家庭訪問も有効だと思いますので、そういう機会を活用して保護者との連携や理解を深めることができるのではないかと思います。

(清水委員)

7ページに「メディアとの付き合い方」とありますが、ここでいう「メディア」とは何を指していますか。

(戸村学校教育部次長)

テレビ、パソコン、スマホを想定しています。以前は、テレビを見る時間を少なくしようと啓発を図っていたところですが、昨今の子どもの実態を見ていると、

テレビよりも、ケイタイやスマホに関して、より適切な使い方を指導していく必要があると捉えています。

(清水委員)

自身の子どもの中学校の入学式において、LINEは犯罪の温床なので交換してはいけないということで、スマホで友達と連絡をとってはいけないという説明があったのですが、LINEは犯罪につながるから禁止するということは、包丁は人を傷つける可能性があるから使用してはいけないというのと同じであり、ネットの時代に鎖国のように子どもを孤立させることにもつながるので、今の時代にそぐわない対応だと感じました。所沢市でも同じような指針を出していますか。

(戸村学校教育部長)

そのような明確な指針は出していませんが、LINEを通してのトラブルは多くなっていますので、子どもに任せるのではなく、保護者の責任においてチェックしてほしいと伝えています。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第42号 所沢市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について
資料に則り、廣谷スポーツ振興課長から以下のとおり説明がなされた。

令和3年度から「所沢市パークゴルフ場」に指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者の選定が必要となることから、「所沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第11条第1項第6号に基づき設置された、所沢市教育委員会指定管理者選定委員会委員を委嘱するものである。

委員の構成については、同条例第13条により「委員は8名以内で組織する」と規定されている。なお、外部委員の4名のうち、会計監査の観点から公認会計士、また法令順守の観点から司法書士の2名を企画総務課から推薦いただいている。上記の2職種は必置となっている。また、他の2名については、高度な専門知識や専門的な観点から、早稲田大学教授、また、所沢市体育協会副理事長を選任している。

任期については、令和2年4月1日から令和3年3月31日の1年間を予定している。

以下、質疑。

(中川委員)

特定の事業者の方と利害関係にある方はいない、ということによろしいでしょうか。

(廣谷スポーツ振興課長)

おりません。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第43号 所沢市スポーツ推進審議会委員の解嘱について

資料に則り、廣谷スポーツ振興課長から以下のとおり説明がなされた。

所沢市スポーツ推進審議会委員については、「所沢市スポーツ推進審議会条例」第2条により、教育委員会が任命するとあり、また、第3条でその任期は2年となっている。平成30年7月1日付けにて委嘱した現在の委員の任期は、令和2年6月30日までとなっている。

しかしながら、知識経験者として選出されていた委員が、令和2年3月31日をもって定年退職することに伴い、所沢市中学校体育連盟会長の職を退かれることになり、ご本人より委員辞任の申し出があったことから、委員の解嘱について、本会議にお諮りするものである。

なお、本連盟からの後任の選出は、来月を予定している。推薦書の提出があり次第、改めて委嘱について本会にお諮りする。

質疑は特になし。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第44号 所沢市スポーツ推進委員の委嘱について

資料に則り、廣谷スポーツ振興課長から以下のとおり説明がなされた。

所沢市スポーツ推進委員については、「所沢市スポーツ推進委員に関する規則」第3条により教育委員会が任命するとあり、また、同5条で任期は2年となっている。

平成30年4月1日付けにて委嘱した現在の委員の任期は、令和2年3月31日までとなっていることから、ここで改選を行うものである。

任期については、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとなる。

なお、今回の任期満了者の内、2名の後任が決まっていないため、各地区から推薦書の提出があり次第、本会にお諮りする。

以下、質疑。

(寺本委員)

各地区からの推薦ということだと、市民体育館がゴールボールのナショナルトレーニングセンターに指定されているなど、所沢市が障害者スポーツに力を入れているということが伝わりにくいのではないかと思います。市内にはゴールボールの選手もいらっしゃると思うので、障害者スポーツの推進に関わる方も委員として加わっていただくことはできないでしょうか。

(廣谷スポーツ振興課長)

今後、検討させていただきます。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第45号 所沢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

資料に則り、戸村学校教育部次長から以下のとおり説明がなされた。

所沢市いじめ問題対策委員会は、平成27年度に発足し、毎年3回の定例開催をしている。今年度については、市内中学校における命に関わる事案の調査、報告を含め5回開催した。本市のいじめ問題への取り組みや生徒指導上の諸課題について、様々な角度からご意見をいただいているところである。所沢市いじめ問題対策委員会条例第3条に「対策委員会は、委員15名以内で組織する。」とあり、令和2年度の委員の委嘱をお願いするものである。

本年度までおつとめいただいた埼玉県所沢地区保護司会からの代表である委員から、健康上の理由により辞退させていただきたいとの申し出があった。そのため令和2年度は、同じく埼玉県所沢地区保護司会の方を推薦させていただく。また、本年度までおつとめいただいた生徒指導・いじめ問題対策員の委員から、生徒指導・いじめ問題対策員の職を辞したいとの申し出が、つい先日あったことから、本日は後任を未定としている。後任については、現在、選出に向け対応中で

あり、決まり次第、こちらの会議で報告をさせていただく。

本市では、3年連続で市内中学生の命に関わる事案が発生している。このようなかけがえのない命が失われてしまったことに対し、大変重く受け止め、対応を進めているところである。今後、このような悲しい出来事を絶対に起こさないためにも、来年度も引き続き、いじめ問題対策委員会の充実が必要であると考えており、次年度も様々な立場の方による構成としている。

なお、条例上は15名となっているが、定員の上限に達していないことについては、いじめの重大事態等の事例に応じた専門的な立場からの意見をいただけるように、緊急に必要な分野の委員を委嘱できるよう配慮している。

令和2年度は昨年同様の年3回の定例会に加えて、重大事態調査、報告のための臨時開催を予算上は3回予定している。

質疑は特になし。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第46号 所沢市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する訓令について

資料に則り、安田教育総務課長から以下のとおり説明がなされた。

本議案は、地方公務員法の一部改正に伴い、臨時的任用職員を定める第22条第5項が、第22条の3第4項となり、引用条項が変更になるため、所要の改正をお願いするものである。施行期日は、地方公務員法の一部改正に合わせ、令和2年4月1日である。

質疑は特になし。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第47号 所沢市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定について

資料に則り、戸村学校教育部次長から以下のとおり説明がなされた。

本議案は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

の一部を改正する法律」が令和元年12月11日に公布され、これに基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が文部科学省から告示されたことに伴い、所沢市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関して、規定の整備を行おうとするものである。

具体的には、1か月の時間外「在校等時間」を45時間以内、1年間の時間外「在校等時間」を360時間以内として上限時間を設定するとともに、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための方針等を教育委員会として定めるものである。なお、この指針とは、2月の教育委員会会議で報告した「所沢市立学校における働き方改革基本方針」を示している。

以下、質疑。

(寺本委員)

上限の範囲内で勤務を行うためには、何か具体的な措置が講じられないと難しいのではないのでしょうか。

(内藤教育長)

実際に学校でどのような取組がなされているのか、説明をお願いします。

(戸村学校教育部次長)

業務負担軽減検討委員会を立ち上げて、教職員の業務負担の軽減について取組を進めてきました。大きな成果をあげたものとしては、校務支援システムの導入があげられます。コンピュータシステムの中で、成績処理や出欠処理等を一括して行うことができる市内共通のシステムであるため、勤務校が変わっても同じように業務を進めることができ、効率化を図ることができました。また、行事の精選を行い、廃止した行事もあり、負担軽減につなげています。

今年度の業務負担軽減検討委員会では、より現場の意見を吸い上げるため、校長の代表、教頭の代表、事務職員の代表、教諭の代表で部会を作り、部会ごとにご意見をいただき、具体策の検討を行っています。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

8 協議事項 令和4年度以降の「所沢市成人のつどい」について

資料に則り、稲田社会教育課長より、以下のとおり説明がなされた。

民法の一部改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳となるが、本市の「成人のつどい」については、令和4年度以降も当面の間は、20歳を対象に地区分散方式で開催する事務局案のご協議をお願いするものである。

成人式は、開催時期や対象年齢について、法令等の規定はなく、地域の実情に応じて、各自治体が開催の時期や対象年齢を判断して開催しており、所沢市では、20歳となる市民を対象に、国民の祝日である「成人の日」（1月の第2月曜日）に成人式（成人のつどい）を開催している。

平成30年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、令和4（2022）年4月から成年年齢が、20歳から18歳に引き下げられることになった。この民法の一部改正に伴い、18歳を対象として現行の「成人の日」に「成人のつどい」を開催する場合には、18歳の多くが大学受験や就職といった進路選択の大切な時期の開催となる。令和4年度は18歳から20歳までが対象となり、対象者数は約9千人が想定され、これまで所沢市が行ってきた地域の新成人を地域でお祝いするという、各公民館を中心に行政区域ごとに組織された実行委員会による地域分散方式での開催が困難となる、などの課題が想定されている。

このため、社会教育課では、令和4年度以降の「成人のつどい」の対象年齢について、「成人のつどい」を実施する実行委員会の考えを公民館運営審議会において、また、令和4年度に成年となる市民の意見を市立中学校に通う3年生にアンケートを実施して、検討の参考とした。中学生へのアンケートでは、20歳の希望が61%、18歳の希望が14%、どちらでもよいが25%という結果であった。

以上のような市民意見も参考に、社会教育課では、「地域社会の中で成人の新しい門出を祝福するとともに、成人としての自覚と21世紀の担い手としての活躍と幸福を祈念する」という成人のつどいの開催主旨も踏まえ、当事者となる18歳成人の多くが20歳での開催を希望していることや、18歳の多くが大学受験や就職といった進路選択の大切な時期あることへの配慮、また、民法の一部改正後も、飲酒や喫煙、公営ギャンブルなどは20歳未満の禁止を維持しており、

20歳は引き続き重要な節目であることなどを考慮して、令和4年度以降も、当面の間は20歳を対象に、従来どおり地区分散方式で「成人のつどい」を開催するという方針案を作成した。

ついては、この方針案について、教育委員の皆様のご協議をお願いするものである。なお、この方針案については、2月3日の社会教育委員会議においても意見を伺っており、本日、いただいたご意見を参考に、本市の開催方針を決定していくものとする。

なお、現時点で、成人式の対象年齢を決定・公表した自治体の例としては、

1、18歳を対象とする自治体は、三重県伊賀市

2、20歳を対象とする自治体は、埼玉県蕨市・戸田市・毛呂山町など

となっている。

以下、質疑。

(寺本委員)

社会教育委員の意見を尊重する形で良いのではないかと考えます。

(稲田社会教育課長)

社会教育委員会議では、当日出席の12名全員が「対象年齢を20歳とすることが適当と示しております。なお、委員1名から、「1月ではなく、開催時期を少しずらせば、当事者の負担も軽減されるので、開催時期を再検討することもひとつであると思う」といった意見がありました。

(中川委員)

時期は20歳で良いと思いますが、選挙権を得るのが18歳となり、20歳を祝う意味合いが薄くなってきている中で、もっと柔軟に考えても良いのではないかという思いがあります。例えば、子ども達に主導権を渡してしまっ、子ども達が20歳のタイミングをけじめとして自分達で祝いたいということであればやっても良い、というようなやり方も考えられるかなと思います。

(清水委員)

柔軟にという発想でいけば、例えば、18歳から20歳の間で、自己申告制にしてみるという考えはいかがでしょうか。自覚をもって成人になってもらいたいという気持ちがありますので、18歳だけれども、成人だという自覚がある人には、それを認めてあげるというやり方にすると、自主性という要素を加味できる

と思います。

(中川委員)

お祭り化している雰囲気もあり、女性の場合、経済的な面で振袖を着られる子と着られない子がいる状況があることも気になります。成人式とはこういうものだというスタンスは、考えなくても良い時代になっていくのかもしれませんが。

(大岩教育長職務代理者)

成人の日は、祝日法に則っていて、大人が青年の将来を期待して祝福するという趣旨があるので、方法に工夫があっても良いとは思いますが、法律の趣旨に沿った方法で行うべきだと思います。地区ごとに行っている所沢のやり方は、非常に良い方法で実施されていると思いますので、何かもっと自覚を持ってもらえるような方法があれば付け加えるとしても、今のやり方で良いと思います。

(寺本委員)

20歳で成人式があるということに社会が配慮している状況もありますし、20歳の祝いということで大人が祝ってあげるという形で良いのではないのでしょうか。そして、方針が決まったら、所沢市はこのようにやりますということを、早めに周知してあげてほしいと思います。

(内藤教育長)

他に意見等がありますか。

《意見等なし》

(内藤教育長)

それでは、委員の意見を参考に引き続き対応をよろしくお願いします。

9 報告事項

所沢市教育委員会後援等名義使用許可について(教育総務課)

所沢市教育委員会の3月から6月までの主な行事予定について(教育総務課)

学校給食展の開催結果について(保健給食課)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための市内小・中学校臨時休業等について(学校教育課)

以下、質疑。

(中川委員)

本日行われた中学校の卒業式について、状況を教えてください。

(戸村学校教育部長)

どの学校も落ち着いた厳かな雰囲気で行うことができたと報告を受けています。校長の式辞において、このような状況でしか話せない校長の心情のこもった式辞が行われました。練習ができていない状況での卒業式でしたが、生徒たちの様子も、大変立派だったと聞いています。また、感染拡大防止の観点から、保護者の出席をご遠慮いただくなど、ご理解をいただき混乱なく終えることができました。

(清水委員)

学校が休業となっている間、家庭にいる子ども達の健康状態を把握するための方策は何かとっていますか。

(池田保健給食担当参事)

体温を記録する用紙を配布し、毎朝検温するようにお願いしています。

(中川委員)

再開後に感染が広がらないとも限らないという認識を常に持っておいて、色々な状況を想定しながら、いかなる事態にも対応できるように対策を練っておいてほしいと思います。

10 その他

今後の日程

- ・教育委員会会議 4月定例会：4月24日(金)午後1時30分
所沢市役所6階 602会議室
- ・教育委員会会議 5月定例会：5月27日(水)午後1時30分
所沢市役所6階 602会議室
- ・学校視察：5月27日(水)午前中

《傍聴者退室》

1 1 報告事項

令和元年度教育委員会予算(3月補正・追加分)及び令和2年度教育委員会予算(当初補正)決定の教育長臨時代理について(教育センター)【非公開】
県費負担教職員の人事に関する内申の教育長臨時代理について(学校教育課)
【非公開】

1 2 議 題

議案第48号 所沢市教育委員会職員(管理職)の人事異動について【非公開】
資料に則り、師岡教育総務部部長から説明がなされた。
内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第49号 所沢市教育委員会教育長の辞職について【非公開】

審議に入る前、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項「自己に関する事件についてはその議事に参与することはできない」に基づき、内藤教育長が退席。教育長職務代理者の大岩委員が議事の進行を行った。

資料に則り、安田教育総務課長から説明がなされた。

大岩教育長職務代理者の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

《内藤教育長 入室》

議案第50号 所沢市教育委員会委員の辞職について【非公開】

審議に入る前、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項「自己に関する事件についてはその議事に参与することはできない」に基づき、大岩教育長職務代理者が退席。

資料に則り、安田教育総務課長から説明がなされた。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

《大岩教育長職務代理者 入室》

1 3 閉 会 午後4時15分